

統合後の公益社団法人東京労働基準協会(仮称)の組織構想・事業計画案について

組織検討委員会

参考資料

事業コンセプト(基本構想)

新たな公益社団法人東京労働基準協会(仮称)は、東京労働局並びに都下の各労働基準監督署と連携して、都内のすべての企業とそこで働く人々に、いつでもどこでも同じコストで均質な、労働関係の情報や各種講習会等のサービスを提供します。



各地区協会等の現状と課題

- ① 各地区協会等は、グローバルで不安定な経済活動や雇用情勢を受け、また、その会員数の大幅な減少により、会員のニーズに即した新たな組織・事業活動の見直しを求められています。
- ② 労働環境の現状は、非正規労働者の増加やその賃金格差等による課題が増加
ブラック企業問題が問われているように、各企業の労働関係法令についてのコンプライアンスや労働関係の情報収集、改善対策の実施等へのニーズは、ますます高まっています。
- ③ 都内の各企業とそこで働く人々に対し、労働関係の情報を提供し、労働災害防止・健康確保対策等を示すため、各種催しや講習会の開催等により、均質なサービスを提供することを目指して、各地区協会等の組織と業務の見直しを行う事が必要です。



本事業のニーズ

- ① 都内69万の適用事業場、労働者700万人
- ② 技能講習資格付与や安全衛生講習等を必要とする事業場
- ③ 第3次産業、中小企業を中心に、労働災害防止・健康確保対策の講習を提供
- ④ 企業のコンプライアンス確保のための労務管理講習
- ⑤ 労働行政に関する各種情報の提供・異業種交流

これらについて、(公社)東京労働基準協会が行政と企業の橋渡しをする。



組織・事業の概要

- (公社)東基連と都内18協会が組織統合し、新たに、公益社団法人東京労働基準協会(仮称)として公益変更認定を受け、新組織を発足する。
- 各地区協会の事情を踏まえ、当面、統合に賛同する各地区協会と(公社)東基連が組織統合を目指す。
- 各支部の活動をベースに、広域連携等効果的な事業展開を追求する。



事業モデル 1 (登録講習等)

① 登録講習等(技能講習、特別教育、受験準備、その他の安全衛生講習)

*江戸川区に配置する「東京安全衛生研修センター」を主体に実施。

*近い将来、三多摩地区に、別途「多摩地区東京安全衛生研修センター(仮称)」を配置、同様に、登録講習等を実施。

*質の高い(講習内容が適正で良好、講習環境・設備が良好、修了証システム、IT申込、受講料が適正)講習を追求する。



事業モデル 2 (労務管理講習等)

- 労働関係法令(労働基準法、労働契約法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、男女雇用機会均等法等)に関する労務管理講習
 - 本部と各支部が連携し企画
 - 各労働基準監督署の協力
 - 移動講座(同一テーマの講習を各地域の各支部において連続的に実施)等を実施。
- 都心部、東部地区、西部地区等の各ブロック拠点において、行政と連携し時宜に応じて(定期的に)労務管理講習を実施。



事業モデル 3 (その他の事業)

- 本部・支部と東京労働局、各労働基準監督署が共催し、東京産業安全衛生大会や産業保健フォーラムin TOKYOを開催(労働関係法令の情報交換、普及促進)
- 安全衛生大会、安全衛生表彰式、安全・労働衛生週間説明会及び優良事業場見学
 - * 各地域の状況に応じて労働基準監督署と連携、城内、東部、西部等の広域開催を目指す。
- * 各地区協会、三多摩地域等において、広域連携が困難な場合 — 各支部の単独開催を目指す。



事業モデル 4（会報、情報処理等）

- 本部・各支部にインターネットを構築
- 業務・各種情報の共有を図る。
- HPの共有—公益法人の講習予定や各種事業、並びに東京労働局や各労働基準監督署に関する各種情報を、会員事業場はもとより広く都民に提供。
- 会報「東京労働基準協会（仮称）」の編集発行
 - 本部・支部担当者、会員事業場の編集委員、東京労働局の編集委員等により、毎月編集発行。
 - 会員事業場や行政等の関係機関に頒布。



事業モデル 5 (会員向け事業等)

- 新年賀詞交歓会ーブロック広域開催の追求
ー各支部の要望に応じて、単独開催
- トップセミナー ー 都心部、東部、西部等のブロックを
拠点に、東京労働局・各労働基準監
督署の共催で、実施。
- 優良事業場見学ー本部が中心となって、各支部のニー
ズを踏まえて、企画実施。
各支部での対応も可。



組織モデル 1

- 公益社団法人東京労働基準協会(仮称)

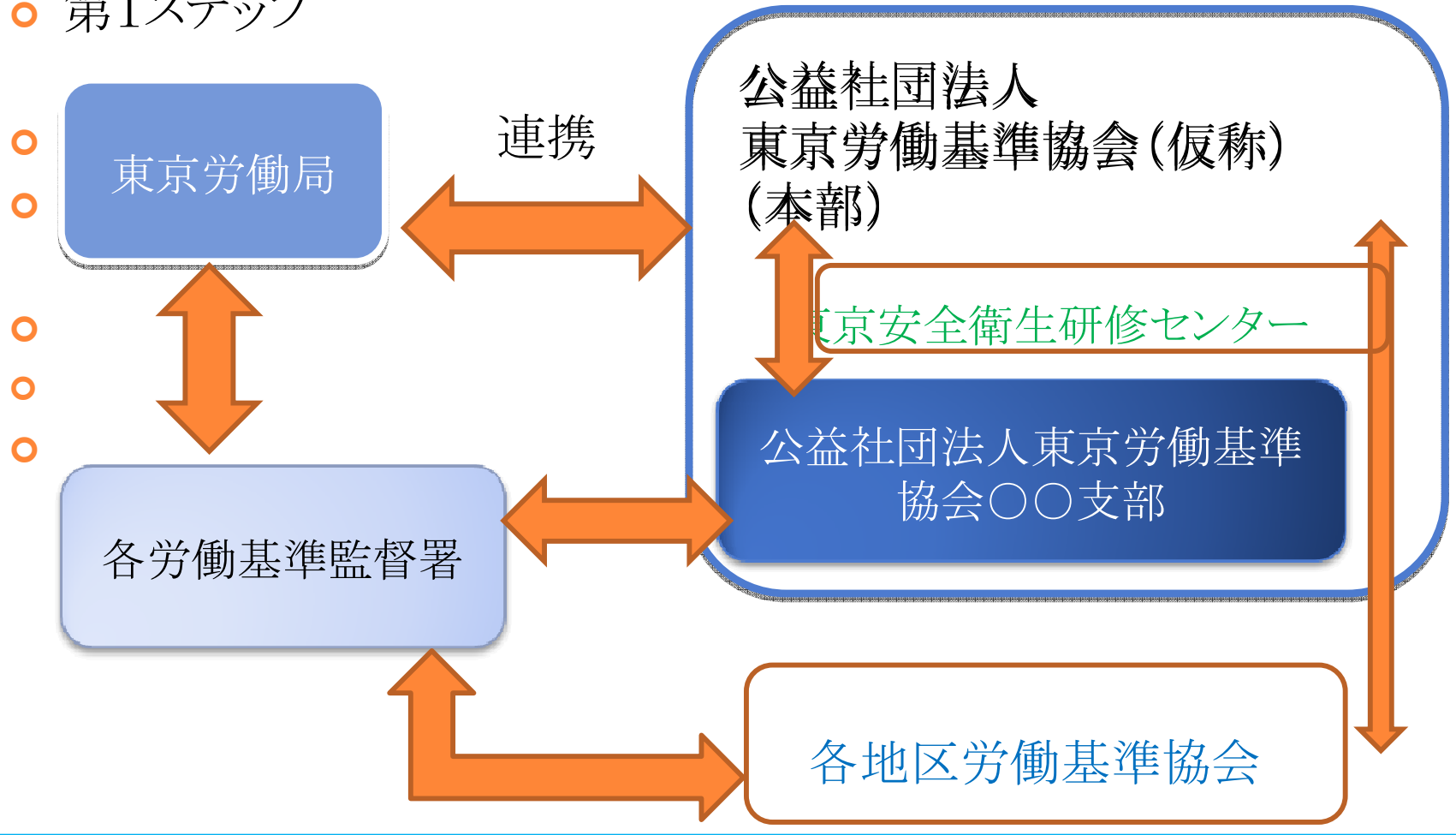
- 本部
- 支部(現在の各地区協会)
- 安全衛生研修センター(江戸川、三多摩地区等)

- *近い将来の構想
- ① ブロック別の事務所併用等の検討
- ② 多摩地区東京安全衛生研修センター



組織モデルのイメージ

○ 第1ステップ



本部の組織・業務モデル

- 本部 事務局 — 総務部(総務・会計)・事業部・教育部等
- 研修センター — センター長、職員、専任講師等

- 業務
 - * 法人全体の統括、
 - * 法人運営(総会・理事会、公益認定、東京都への報告等)
 - * 人事・予算の管理、
 - * 講習会の年間計画の作成と調整・実施支援、
 - * 広報・図書等の発行、
 - * 支部活動の支援
 - * 東京労働局との連絡調整等
 - * その他



支部の組織モデル

- 事務局（事務局長、担当職員）

- 業務
 - * 支部年間業務計画作成、
 - * 支部運営（支部総会、代議員・役員を選任、役員会）
 - * 会費徴収、会員拡大
 - * 予算管理・決算報告
 - * 年間計画による安全推進大会（表彰）、安全・労働衛生週間説明会、各種講習会等の開催
 - * 労働基準監督署との連絡調整
 - * その他



役員構成

(本部)

- 本部 代表理事2名(副会長のうち1名)
- 理事20名程度(各地区協会会長、専務・常務理事を含む。)、監事2名
- 総会年1回開催、代議員制(会員100名に対し1名を各支部から選出)
- 理事会 少なくとも年2回開催

(支部)

- 支部 支部長、副支部長、総務・安全衛生・労災等各部会長、事務局長

本部・各支部事務局長会議を隔月程度で開催



今後のタイムテーブル(案)

- ① 平成26年6月末 各地区協会からの意見集約。
- ② 平成26年7月以降、統合検討に賛同する各地区協会役員・事務局長から成る「第2次組織検討委員会」を設置し、具体的な組織・業務の事業計画を検討。
- ③ 平成26年12月までに、「第2次組織検討委員会報告」を提案、合併に向けた組織、事業計画等の手続きを進めます。
- ④ この報告を受けて、26年度～27年度前半まで、各地区協会は、公益法人への統合に必要な事務手続きを進めます。(総会での承認、会計処理の統合等)
- ⑤ 並行して、本部事務局(仮)を置き、連合会・各地区協会の業務・財務状況等を取りまとめ、公益認定変更申請を東京都に提出し、27年12月頃までに認定を受けます。
- ⑥ 平成28年2月頃までに、各地区協会・連合会は、統合への手続き、総会の承認、合併契約の締結、解散の公示をします。
- ⑦ 平成28年4月1日に、公益法人東京労働基準協会(仮称)の登記を行い、新たな公益法人が発足し、5月に総会を開催します。



その他の課題 1

- ① 労働保険事務組合については、本部に新たな事務組合を設ける形態で、東京労働局の認可を受けることを基本として、該当地区協会・連合会による検討取組を進めることとします。
- ② 新たな(公社)東京労働基準協会の会員は、各支部長を通じて加入等の申込みをすることとし、その会費は、統合に参加する各地区協会の会費を基準に、一定期間後(3年後をめぐり)に、一律の基準に統一することとします。

(本部会費、連合会と地区協会との2重加盟の解消を検討)

- ③ 各地区協会等の職員等は、組織統合後、公益社団法人東京労働基準協会がその身分を継続します。

統合後の職員の労働条件は、原則として、現状を下まわらないものとし、

なお、一定の期間(3年程度)までに、公益法人職員等の労働条件の均一化を図るため、就業規則の変更等の検討を進めます。



その他の課題 2

- ④ 公益法人移行後の職員等の労働条件(変更)は、今後の検討によりますが、次のような課題があります。
- イ 本部役員、事務局長の定年は、検討課題です。
また、事務所の併設・移転等による事務局長の勇退等の検討も進める必要があります。
 - ロ 各地区協会・連合会の事務局職員(プロパー)の定年は、従来通り60歳とし、本人が希望し、健康状態に問題がなければ、原則として嘱託として65歳までの再雇用制度を設けることを検討します。
 - ハ 本部役員、事務局長及び嘱託職員(60歳以上の再雇用者、行政・民間OBを含む。)の退職金は支給しない予定で検討します。
なお、これに替わり「役職員等退職慰労金制度(仮称)」を設けることを検討します。
 - ニ 移行後の経過措置として、各地区協会各々の現職員等への労働条件については、不利益変更のないよう、一定の猶予措置等を設けることとします。

